○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月四日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
高知県幡多郡黒潮町入野字藩下二〇四九番四から同町入野字神ノ前六〇八番一まで	前	ＢＡ	七・五〇～九・五〇メートル	○・八九七キロメートル	上記Ａ及びＢは関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	ＢＡ	七・五〇～九・五〇メートル	○・八九七キロメートル	
			二〇・四〇～六六・五〇メートル	○・九九二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月四日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町入野字宅庵一五八五番から同町入野字神ノ前六〇八番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月四日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　高知県幡多郡黒潮町入野字宅庵一五八五番から同町入野字神ノ前六〇八番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

国会事項

参議院

辞令

（財政金融委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　前山　秀夫

参議院常任委員会専門員に任ずる

財政金融委員会調査室長を命ずる（庶務部副部長）参議院参事　岡崎　慎吾

参議院常任委員会調査員に任ずる

財政金融委員会調査室勤務を命ずる

財政金融委員会調査室首席調査員を命ずる（庶務部広報課長）同　黒川　和良

庶務部会計課長を命ずる（環境委員会調査室次席調査員）

参議院常任委員会調査員　林　晋

参議院参事に任ずる

庶務部広報課長を命ずる（以上一月一日）

（財政金融委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　小野　伸一

願により平成二十九年十二月三十一日限り常任委員会専門員を免ずる（二十九年十二月三十一日）

参議院法制局

辞令

（第二部第二課長）参議院法制局参事　岩井　美奈

第五部第二課長を命ずる（第五部長）同　村上　たか

第五部第二課長事務取扱を免ずる（以上一月一日）

人事異動

内閣

特命全権大使　奥田　紀宏

同　小菅　淳一　同　吉村　馨

同　新井　辰夫

願に依り本官を免ずる（各通）（二十九年十二月二十六日）

（警察庁警備局付）警視正　鎌谷　陽之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を命ずる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））の併任を解除する

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　土屋　暁胤

警察庁に出向させる

内閣総務官室の併任を解除する

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を免ずる

内閣情報調査室の併任を解除する（以上二十九年十二月二十七日）

金融庁

（総務企画局総務課人事調査官）内閣府事務官　深澤　浩一

総務企画局付を命ずる（総務企画局総務課長補佐）

同　小野　浩司

兼ねて総務企画局総務課人事調査官を命ずる（以上二十九年十二月十四日）

法務省

○定年退官

札幌区検察庁副検事安田正志は、検察庁法第二十二条の規定により二十九年十二月二十三日限り定年退官

会計検査院

（第五局長）会計検査院事務官　寺沢　剛

辞職を承認する（二十九年十二月三十一日）

（事務総長官房審議官（事務総長官房担当））会計検査院事務官　山下　修弘

第四局長に昇任させる（第四局長）同　堀川　義一

第五局長に配置換する（事務総長官房審議官）同　原田　祐平

第三局担当を免ずる

事務総長官房担当を命ずる（事務総長官房総務課長）同　宮川　尚博

事務総長官房審議官に昇任させる

第三局担当を命ずる（事務総長官房法規課長）同　長岡　尚志

事務総長官房総務課長に配置換する（第五局上席調査官（特別検査担当））同　岩城　利明

事務総長官房法規課長に配置換する